

第二節 掃海教練規則

掃海術ニ關スル諸法規ノ制定モ其ノ起源遲延セルハ前記機雷ニ關スルモノト大同小異ニシテ僅カニ演習規則及消耗兵器ノ數量指定等ニ依リ實施回數等ニ關スル規定ノ存セシ程度ナリシガ三十七八年戰役

ノ教訓ニ依リ斯術獎勵練磨ノ必要高唱セラレシニ拘ハラズ尙實施部隊側ニ於テ定メタルモノニ委ヌルノ狀況ニシテ獎勵法トシテハ差當リ競技ヲ實施セシムル如ク指令スルノ程度ナリシガ斯クテハ到底魚雷發射訓練等ト雁行シ時運ニ應ズルノ途ニアラザルヲ以テ遂ニ大正四年ニ入り始メテ具體的本規則ノ發布ヲ見ルニ至レリ、内容摘要左ノ如シ

掃海教練規則摘要 (大正四年六月
内令第百八十二號)

總則

一、本則ハ防備隊及驅逐隊艇隊(練習ノ任務ニ在ルモノヲ除ク)ニ於ケル各種掃海作業ノ教練ニ關スル事項ヲ規定ス
二、掃海教練ノ主ナル目的左ノ如シ

- (一) 各關係指揮官ヲシテ掃海準備及掃海作業ノ指揮監督ニ習熟セシムルコト
 - (二) 作業員ヲシテ掃海要具ノ性能及狀態ヲ知悉シ掃海作業ニ習熟セシムルコト
 - (三) 取扱者ヲシテ實地使用上ノ適否ヲ研究セシメ以テ斯術ノ進歩ヲ圖ルコト
- 三、本則ニ規定スル掃海教練ハ毎年十二月一日以後ニ始メ翌年十一月末日迄ニ終リ左記回数ノ教練ヲ實施スルモノトス

(一) 防備隊

大掃海索ヲ以テスル單獨掃海

基本 四回以上
應用 五回以上

大掃海要具ヲ以テスル單獨掃海

基本 四回以上
應用 五回以上

其ノ他ノ掃海要具ヲ以テスル單獨掃海

適用 宜

掃海隊ヲ以テスル編隊掃海

基本 三回以上
應用 四回以上

(二) 驅逐隊、艇隊

防備隊ニ準ジテ適宜施行ス

掃海教練ノ種類

四、掃海教練ヲ左ノ二種ニ區別ス

基本掃海教練、應用掃海教練

五、基本掃海教練ハ各種ノ掃海要具ニ就キ之ギ準備及搭載法、投入及揚收法、使用法竝ニ曳航及運動法ニ習熟セシムルヲ目的トス

六、應用掃海教練ハ敷設シアル水雷ニ對スル各種ノ掃海法及水雷處分法竝ニ掃海面標識法等ニ就キ實際ニ適應スル如ク研究練習セ

シムルヲ目的トス

七、掃海教練ハ基本長之ヲ施行スルヲ例トス但シ所屬長官必要ト認ムルトキハ麾下基本部ヲ聯合シテ之ヲ施行スルモノトス

應用掃海教練ハ所屬ヲ異ニスル各部聯合シテ之ヲ施行スルコトヲ得

報 告 (略)

爾後ノ變遷中主要ナルモノ左ノ如シ

一、大正八年内令第九號

掃海規則ヲ定メ大正四年内令第百八十二號掃海教練規則ヲ廢ス改定ノ主旨左ノ如シ

(一) 掃海ヲ普遍的ナラシムルコト

(二) 實施回数ヲ一般ニ課シ且一部ニ檢定ヲ實施シ伎倆ノ向上ヲ計ルコト

改正シタル主ナル點左ノ如シ

(一) 實施回数ハ毎年之ヲ告達スルノ形式トシ本規則ヨリ除キタルコト

(二) 檢定ノ制ヲ規定シ且應用教練ニテ實施スベキ項目ヲ具體的ニ示シタルコト

(三) 應用教練ノ一部ハ所屬長官之ヲ行フコトセルコト

二、大正十年内令第四十九號

(一) 掃海ノ種類中ニ戰鬪掃海及研究掃海ヲ加フ

(理由) 個人戦技ノ制成リシヨリ累次其ノ技能向上シ今ヤ基本部トシテノ戰術的能力ヲ増進セシムル機運ニ到達セリ

(二) 掃海檢定ヲ敷設檢定同様ニ基本長ヲシテ實施セシムルコトトス

(理由) 斯術ニ對スル進歩ト普及トニ鑑ミ基本長ニ一任スルヲ適當ナリト認ム

(三) 前二項ニ伴フ必要ナル字句ノ改正ヲ行フ

三、同十年内令第四百九十九號

(一) 掃海規則ヲ掃海訓練規則ニ改ム

(二) 敷設掃海區分中ヨリ檢定敷設掃海ヲ除ク、之レ機雷員竝ニ掃海員ノ伎倆檢定ハ日常ノ教練作業ヲ以テシ特ニ檢定作業ヲ設定セザルヲ至當ト認ムルニ依ル

(三) 掃海規則ニハ訓練施行ノ艦船部隊ヲ一般的ニ示スニ止メ更ニ年々告達スル掃海區分ニ於テ限定スルコトトス

(四) 必要ナル字句ヲ訂正ス

四、大正十四年十二月内令第二百三十二號

本訓練規則全文ヲ改定發布ス改正要點ハ從來毎年度敷設檢定實施規程ヲ發布セラレタル處爾今之ヲ發布セズ本訓練規則ニ依リ之ヲ實施シ得ルガ如クナラシメタル點ニ在リ關係條項ヲ示セバ左ノ如シ

第十七條、基本長ハ掃海員伎倆檢定ノ目的ヲ以テ掃海檢定ヲ行フモノトス

掃海檢定ハ基本長ノ指定スル基本教練掃海ヲ以テ之ニ充テ概ネ左記事項ニ付別個ニ又ハ相關聯シテ實施シ其ノ成績ニ應用
 教練掃海、戰鬪掃海ニ於テ必要ト認ムル項目ニ付審査セル成績ヲ加味シ掃海班毎ニ成績順序ヲ決定スルモノトス

裝備、投入、曳船(大掃海具一號ニ於テハ掃海深度、掃海幅ヲ含ム)、處分(大掃海具一號及三號ノミ)、操法、兵器ノ整備、設標其ノ他必要ト認ムル事項但シ驅逐隊掃海隊ニ於テハ投入、曳航及操法實施回數ノ三分ノ一以上ヲ夜間ニ施行ス

ルモノトス

五三六

防備隊ニ於テハ前項ノ外、掃海員ニ五號機雷敷設訓練ヲ實施シ其ノ成績ヲ加味スルモノトス

五、大正十五年内令第二百七十號

掃海成績調査ニ關スル規定ヲ追加ス蓋シ本件ハ毎年戰鬪掃海實施規程中ニ規定セラレタルモ掃海訓練規則中ニ規定セラルルヲ至當ト認メタルニ依ル要領左ノ如シ

掃海成績ハ概ネ左記各號ヲ審査綜合シテ定ムルモノトス

- 一、掃海計畫ノ適否
- 二、兵器整備ノ適否
- 三、設標ノ適否
- 四、掃海指揮、掃海運動法ノ適否
- 五、掃海能力及掃海確度
- 六、殘存機雷ノ有無並ニ多寡
- 七、敷設線判知ノ確度
- 八、機雷處分ノ適否
- 九、掃海關係員操作ノ適否
- 十、應急諸操作ノ適否
- 十一、通信連絡ノ適否
- 十二、掃海面ノ位置形狀並ニ附近ノ地勢
- 十三、天候海面ノ狀況
- 十四、其ノ他必要ト認ムル事項

越ヘテ昭和四年二月十四日内令第三十一號ニ依リ改正内容理由等ハ前節敷設訓練規則ニ關スル同時期

ニ於ケル改正ニ同シ

右ノ外中小掃海教練ニ關シテハ差當リ競技實施ニ依リ伎倆檢定ノ手段タラシムベク大正十年二月海軍大臣ヨリ各鎮守府司令長官ニ訓令セリ要領左ノ如シ

中小 掃海競技施行ニ關スル件

當分ノ間毎教育年度テ一期トシ實施ニ差支ナキ在役第一、二、三豫備ノ軍艦ニ限り左記要旨ニ據リ中小掃海競技ヲ施行セシムベシ
右訓令ス

要旨

- 一、競技ハ聯合ノ上施行スルヲ例トス
- 二、掃海員ノ編成ハ各艦部署ノ定ムル所ニ據ル
但シ現員所定數ニ充タザルトキハ水兵部員ヲ以テ補填スルモノトス
- 三、實施回數竝ニ參加組數ハ適宜トス
- 四、成績ハ競技ニ參加セル各艦ヲ通ジ兩種掃海毎ニ審査スルモノトス
- 五、實施要領ハ所屬長官之ヲ指示ス
- 六、賞ハ一教育年度ヲ通ジ一對艇割當約五圓宛トス
- 七、賞ハ競技懸賞費支辨トシ海軍教育本部長ニ要求スルモノトス
- 八、所屬長官ハ競技ニ關スル諸記錄ニ講評(訓示)竝ニ意見ヲ添ヘ毎回海軍教育本部長及海軍水雷學校長ニ送付スルモノトス